



2013年5月16日

各 位

不動産投資信託証券発行者

日本ロジスティクスファンド投資法人

代表者名 執行役員

川島 高之

(コード番号：8967)

資産運用会社

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役

川島 高之

問い合わせ先 財務企画部シニアマネージャー 関口 亮太

TEL.03-3238-7171

資産運用会社における利益相反対策ルールの変更に関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、2013年5月16日に取締役会を開催し、社内規程である利益相反対策ルールの変更について下記の通り決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の内容

投資主保護の観点から以下の変更を行います。

- (1) 利益相反対策ルールに定義する利害関係者の範囲を拡張し、以下に掲げる者と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人を利害関係者に追加。

①投資信託及び投資法人に関する法律に定める「利害関係人等」

②資産運用会社の発行済株式の100分の5以上を保有する株主に該当する者

- (2) 利害関係者取引の項目に匿名組合出資持分等への投資を追加。

(詳細は別紙をご参照ください。)

2. 変更日

2013年5月16日（木）

以 上

※ 本投資法人のウェブサイト <http://8967.jp/>



利益相反対策ルールの変更内容（下線は変更部分）

変更前	変更後
<p>第2条（適用） 本ルールにおいて「利害関係者」とは、以下に定める者をいう。</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）第201条第1項に規定される利害関係人等</p> <p>(2) 当社の発行済み株式の100分の5以上を保有している株主 （記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第2条（適用） 本ルールにおいて「利害関係者」とは、以下に定める者をいう。</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）第201条第1項に規定される利害関係人等</p> <p>(2) 当社の発行済み株式の100分の5以上を保有している株主 （記載省略）</p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に該当する者と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人</u></p> <p><u>第9条（匿名組合出資持分等への投資）</u></p> <p>1. <u>当社が、投資法人をして、不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資を行わせる場合で、当該匿名組合の営業者又は不動産対応証券の発行主体（以下、本条においてこれらの主体を総称して「出資先」という。）が当社の利害関係者に該当する場合は、出資先に対する投資の条件は、合理性・妥当性ある条件によらなければならない。</u></p> <p>2. <u>当社が、投資法人をして、不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券への投資を行わせる場合で、出資先が当社の利害関係者から不動産及び不動産信託受益権を取得する場合の取得代金については第3条の規定を、出資先が当社の利害関係者に対して不動産及び不動産信託受益権を売却する場合の売却代金については第4条の規定を、法令及び契約において許される範囲内でそれぞれ準用する。</u></p>